



2021年3月2日

NEWS RELEASE

SBI生命保険株式会社

SBI生命、島根銀行の団体信用生命保険に対して 全国団信推進協会の共同化団信制度を通じ、 業態・地域の垣根を越えた 金融機関向け共同化スキームを新たに提供

SBI生命保険株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長 小野尚、以下「SBI生命保険」）は、株式会社島根銀行（本店：島根県松江市、取締役頭取 鈴木良夫、以下「島根銀行」）の個人ローン向けの団体信用生命保険について、一般社団法人全国団信推進協会（本社：島根県松江市、代表理事 長岡一彦、以下「同協会」）を通じた、新たな共同化スキームを提供することといたしました（2021年1月1日付）。

一般社団法人全国団信推進協会は、地域金融機関等の次世代金融サービス並びに共同化団信制度等の普及推進を行うことを目的として、島根銀行及びSBI生命保険が設立時社員となって共同で設立された事業者団体であり、銀行、信用金庫、信用組合等の地域金融機関等が各々の業態・地域の垣根を越えて加盟することができる点を特長としています。

今般、同協会が加盟会員向けに新たに共同化団信制度を開始することに伴い、SBI生命保険がこれまで提供してきた島根銀行の団体信用生命保険契約を同協会の共同化団信制度に移行いたしました。この移行により、島根銀行は業態・地域の垣根を越えた従来にない共同化によるスケールメリットを享受することが可能となり、また、SBI生命保険は団信事務の一本化による効率化を図ることが可能となります。なお、島根銀行の本取扱いの変更により既存のご契約者さまのお取引や保障内容等に変更はございません。

SBI生命保険は、団信制度の共同化の取組みを推進しており、去る2020年10月にはその取組みの第一段階として地区・府県単位の事業者団体における共同化を実現しておりますが、本取組みは、その共同化の取組みの第二段階となります。SBI生命保険は、島根銀行への新たなスキームの提供開始を皮切りに、全国の地域金融機関への同協会の団信共同化スキームの導入を促進し、金融機関のローンビジネスの収益向上に一層の貢献を図っていく所存です。

以上

【商品の特長】

一般社団法人全国団信推進協会の共同化制度において提供されるSBI生命保険の団体信用生命保険の主な特長は次のとおりです。

- (1) 業態・地域の垣根を越えた事業者団体である一般社団法人全国団信推進協会の共同化によるスケールメリットにより、ご加入のお客さまに大きなご安心を提供します。
 - (2) 住宅ローンのみならず、事業性ローンも対象としており、事業主の皆さまが安心して事業に専念して頂くことが可能となります。また、消費性ローンへの付保も可能であり、借り手の皆さまに安心と安全をご提供いたします。
 - (3) 死亡リスクに備える通常保障部分に、リビングニーズ特約、重度がん保険金前払特約が付加されます。
 - (4) 病気やケガのリスクに備える「全疾病保障」(*)の就業不能保障特約において、就業不能状態が継続した場合には月々の返済額が就業不能状態の期間に応じて保障され、就業不能状態が一定期間継続した場合には債務残高相当額が一括で保障されます。中でも、がん、急性心筋梗塞、脳卒中など8大疾病の場合はもちろんのこと、それ以外の疾病やケガにつきましても、手厚い保障が提供されます。
 - (5) ワイド団信（引受基準緩和型団信）を導入することで、持病をお持ちのお客さまでも、一部お引き受けすることができるようになります。
- (*) 精神障害等所定の免責事由に該当するものを除きます。

【保障内容（表1）】

	種類	お支払いする場合	お支払い金額
主契約	死亡保険金	お亡くなりになられたとき	保険金をお支払いする場合に該当した時点のローン契約の債務残高相当額
	高度障害保険金	所定の高度障害状態になられたとき	
特約	リビングニーズ特約保険金	余命6か月以内と判断されたとき	保険金をお支払いする場合に該当した時点のローン契約の債務残高相当額
	重度がん保険金前払特約保険金	がんと診断確定され、すべての治療を受けたが効果がなかった等と判断されたとき	
	就業不能保険金	就業不能状態になられたとき	月々のローン返済額 ^{※1}
	債務繰上返済支援保険金	所定の期間 ^{※2} を超えて就業不能状態が継続したとき	保険金をお支払いする場合に該当した時点のローン契約の債務残高相当額

※1 8疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎）以外の場合、当初3か月間のお支払いはありません。

※2 8疾病の場合は12か月、8疾病以外の場合は24か月となります。

【共同化団信制度の概要（表2）】

団体契約者	一般社団法人全国団信推進協会
保険金等の受取人	一般社団法人全国団信推進協会の加盟金融機関
被保険者	加盟金融機関のローン等利用者
保障内容	表1のとおり
引受保険会社	SBI生命保険株式会社

【全団協の概要】

名称	一般社団法人全国団信推進協会
設立	2020年10月
代表理事	長岡 一彦
所在地	島根県松江市朝日町484番地19
TEL	070-1263-3397
メール	somu@zendankyo.or.jp
主な事業	団体信用生命保険の共同化等に関する事務および普及推進等、 Fintech等次世代金融サービスに関するセミナー・講演会等の開催等

<本件に関する報道関係者のお問い合わせ先>

【SBI生命保険に関する事項】

SBI生命保険株式会社

経営企画部 広報担当

TEL：03-6229-0942

メール：pr@sbilife.co.jp

【一般社団法人全国団信推進協会に関する事項】

一般社団法人全国団信推進協会

業務執行理事 小野 尚

TEL：070-1263-3397

メール：somu@zendankyo.or.jp